>>>> Challenge [応用]

今回のKeyWord > 定期報告制度、浮きの補修



仕上げトラブル撃退法

第6回

」広範囲のタイルの浮きは 全面改修で剥落リスク排除

講師:西川忠 コンステック執行役員研究開発本部長

[図1]義務化された定期点検の対象

対象建物

- ・床面積の合計が100m2を超える 特殊建築物 (注1)
- ・階数が5以上かつ延べ面積が1000m2を超える事務所等

点検を要する外壁仕上げと範囲

・タイル、石張り、モルタル等で歩行者に危害を与えるおそれのある範囲 (注2)

点棒頻度

- ・3年以内ごとに目視点検
- ・10年以内ごとに、テストハンマーによる全面打診等
- (注1)学校、病院、公会堂、ホテル、共同住宅(マンション)、倉庫、立体駐車場など (注2)当該部分の高さの2分の1以内に歩行者が立ち入る可能性がある壁面の範囲

2008年改正の定期点検制度では、タイル張り仕上げの点検が努力義務から 罰則を含む義務に強化された(資料:国土交通省告示282号をもとに筆者が作成)



[写真1]ゴンドラを用いた打診調査

屋上から吊るしたゴンドラに乗った技術者が、テストハンマーでタイルをたたく。 その打撃音から浮きの有無を判断する(写真:109ページまで特記以外はコンステック)

タイル張り仕上げには、定期的な点検 と適切な補修が欠かせない。タイルの 浮き率が高い場合には、部分補修を 繰り返すより、全面をカバーリングして 剥落リスクを封じ込めるほうが長期的 には得策だ。(本誌)

タイル張り仕上げは長期にわたって劣化環境にさらされることにより、 剥落の危険性が生じる。危険防止の ための定期的な点検は不可欠であ り、浮きを生じた場合には速やかに 補修する必要がある。これはほかの 仕上げと異なる点であり、設計時も 後々の点検や補修を念頭に置かなけ ればならない。

建物所有者に報告義務

2008年の建築基準法改正により、図1に該当するタイル張り仕上げについて、建物所有者や管理者は定期的に点検して結果を報告する義務を負うことになった。違反した場合の罰則規定も設けられている。特に、竣工から10年以内ごとに公道などに面する壁面については、全面打診

が義務付けられている。

対象は特殊建築物だけであり、範囲も歩行者などへの危険性がある部分だけである。これはあくまでも剥落事故の防止を目的としているからだが、建築物を健全な状態に保ち、長持ちさせるためには、点検義務の対象とならない建物や範囲についても点検を励行すべきである。

壁面点検に2つの方法

定期報告制度では10年以内ごとに「テストハンマーによる全面打診等」

により調査することを求めている。こ こで「全面打診等」とは主に打診法と 赤外線法の2つの手法を指す。

打診法は、文字通りテストハンマーを用いてタイルを1枚1枚たたき、打撃音の違いから浮いているタイルを判別する方法である。作業に当たっては、屋上からゴンドラを設置したり、高所作業車を使用したりする必要がある[写真1]。広く用いられているが、現地作業の手間がかかることと、ゴンドラなどの足場費用がかかることが難点である。

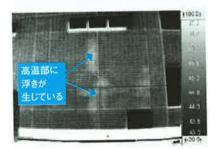
赤外線法は、仮設足場を必要としない方法である。日射や外気温変動により、壁面と外気の間に熱の授受があるとき、浮き部と健全部の間にわずかな温度差が生じる。その壁面温度分布をサーモカメラによって測定することで、浮き部を検出する(写真2、図2)。短時間で広い面積の情報が得られるので、現地作業に要する時間を短縮できる。

ただし、採用に際しては、壁面に対して日射などの熱供給があること(晴天であること)が条件であり、タイルの種類によって温度差を生じやすいものとそうでないものがある点に注意が必要である。また、サーモカメラはあくまでも汎用の温度計であり、剥離診断専用機器ではない〔写真3〕。熱画像を判読してタイルの浮きを抽出するのは、診断者の知識と経験に委ねることになる。

どちらの診断方法も十分な経験と



[写真2] 赤外線法による外壁調査 ある程度の距離をとって、地上からタイル熱画像 を撮影するので仮設足場は不要だ



[写真3] サーモカメラで撮った熱画像の例 熱画像を判読してタイル浮きを抽出する。白っぽい部分が高温部で、浮きが生じた箇所だ

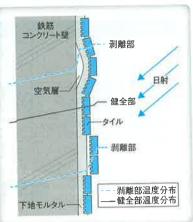
熟練を要するが、現実には劣化状況 を正確に判定できる有資格者は非常 に不足しており、診断業務の省力化 は待ったなしの状況だ。

写真4は壁面を吸着歩行しながら 打診する外壁診断ロボットである。 国土交通省国土技術政策総合研究 所で開発した。このロボットで作業性 や測定精度の研究が進められてお り、実用化の可能性も見えてきた。こ うしたロボットが人に代わって自動 点検する日もそう遠くないだろう。

タイル浮き部の補修

タイル浮き部の補修には、浮き部

[図2]赤外線法の仕組み



日射で浮き部と健全部の間に温度差が生じる。そ の温度分布で浮き部を検出する(資料:筆者)



[写真4]**外壁診断ロボット** 吸引ポンプで壁面に吸着しながら、前後左右に 移動する(写真:国土技術政策総合研究所)

分のみを対象とする方法と、壁面全体を新規の仕上げ材でカバーする方法に分かれる[図3]。

浮き部分だけを補修する方法では、それ以外の部分にあとで浮きが発生する可能性が残り、同様の補修を繰り返さなくてはならないケースもある。一方、新規仕上げ材でカバーリングする場合には、その後浮きが発生しても剥落の危険性は解消され

Challenge [広用] 仕上げトラブル撃退法

〔図3〕タイル張り仕上げの補修方法

補修対象	浮き位置	補修·改修工法
浮き部分のみ	下地モルタルの浮き	(1)部分張り替え
		(2) 浮き部への注入+ピンニング
	タイル陶片の浮き	(3)タイルのピンニング
全面	浮き位置にかかわらない	(4)クリア系塗材によるカバーリング
		(5)ピンネット工法によるカバーリ ング
		(6)乾式工法によるカバーリング

タイル浮き部の補修に は、浮き部分だけを対象 とする方法と、壁面全体 を新規の仕上げ材でカ バーする方法の2つに 大別できる(資料:筆者)

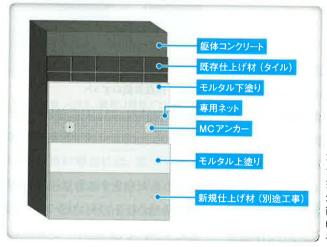


[写真5]タイルのアンカーピンニング 個々のタイルをアンカーピンで固定。ダイヤモンド ビットで削孔する



[写真6]クリア塗材による剥落防止工法 引張力の大きいクリア塗材と、アンカーピンを併 用することで剥落を防止する(写真:アイカ工業)

〔図4〕セメント系塗材を用いたピンネット工法



専用ネットを内蔵したポリ マーセメントモルタルの 薄塗り仕上げ層を、アン カーピンで固定する。表 面の仕上げは塗装仕上 げとするのが一般的であ る (資料:コンステック)

る。ただし、1回当たりの改修費用は 部分補修に比べて相当大きい。

そのため、浮き率が小さい段階で は部分補修、大きい場合や年数を経 て躯体の劣化進行を抑制することが

目的なら、カバーリングによる全面改 修とするのが現実的だ。あくまで目安 だが、筆者の経験では浮き率が10% を超える場合には、場当たり的な対 応を繰り返すより全面改修をするほ うが長期的に見て得策である。

まず、部分補修について解説する。 図3(1)の「部分張り替え」と(2)の 「浮き部への注入+ピンニング」は、 建築保全センターの「建築改修工事 監理指針」などに詳細に示されてい るので省略する。

(3) タイルのピンニングは、個々の タイルをアンカーピンで留め付ける 方法だ[写真5]。下地モルタルに浮き があった場合には、空隙部分にエポ キシ樹脂などの接着剤を注入できる が、タイル陶片の浮きについては 個々のタイルの背面に注入するのが 難しい。そのため、タイルを張り替え ない場合には、タイルのピンニングを 用いる。

手間のかかる工事であり、ダイヤ モンドビットでタイルをせん孔するの で、タイル寸法により差はあるが、一 般に施工単価は1枚当たり2000円 前後と高額になる。

部分補修として、クリア塗材による 剥落防止工法もある。これは、既存 のタイル張り仕上げの外観を残した いときなどに用いる方法で、透明性と 引張強度を兼ね備えた樹脂でタイル 表面をコーティングする。写真6に示 す工法では、アンカーピンを併用(縦 横500m間隔、4本/m²) して、剥落 防止機能を高めている。以前からこ の種のクリア系コーティング材は存 在したが、経年による黄変や白変が 問題となっていた。近年の製品では これが改善されている。

全面をカバーリング

続いて、全面をカバーリングする 工法を説明する。これには、湿式工 法と乾式工法がある

湿式工法で広く採用されているの が「ピンネット工法」だ。これは、既存 タイル面の上をポリマーセメントモル タルと専用ネットで覆ったうえで、躯 体にアンカーピンを施工してタイル の剥落を防止する方法である[図4]。

ポリマーセメントモルタルを用いる 代わりに、アクリル樹脂などの有機 系樹脂を用いる工法もある[図5]。有 機系樹脂は伸びが大きいので、下地 にひび割れが発生しても追従性が大 きく、剥落防止効果と防水性が保持 される。

モルタルを使った工法の施工単価 の上限は1万円/m²程度、有機系樹 脂を使った場合の上限は1万5000 円/m²程度だ。どちらも外装の表面 を塗装仕上げとするのが一般的だ。

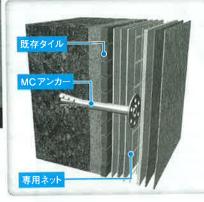
一方、乾式工法による全面カバー リングでは、新規の外装材として軽 量で耐久性に優れる金属板が使わ れることが多い。写真7はアルミスパ ンドレルを採用した事例だ。パネル自 体の耐久性は高いので、その特性を 生かすためにもシーリング材を多用 しない納まりとしたい。

また、乾式工法は現場でのサイズ 調整など小回りが利かない点にも要 注意だ。既存ダクトや換気口などと の納まりについては、事前に検討を

「図5〕有機系塗材を用いたピンネット工法

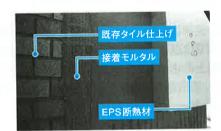


図4のポリマーセメントモルタルの代わりに、アクリ ル樹脂を用いて施工した。追従性や防水性に優れ るが、施工単価はポリマーセメントモルタルより高い (写真と資料:コンステック)





[写真7]金属板でタイル外壁を覆う 既存のタイル張り仕上げをアルミスパンドレルで 覆った改修事例 (写真:理研軽金属工業)



[写真8]タイル外壁の外断熱改修事例 既存のタイル張り仕上げを湿式外断熱工法で改 修した事例 (写真:サンクビット)

済ませておく必要がある。

省エネ改修も合わせて実施

最後に外断熱改修による価値向 上について説明する[写真8]。

外壁改修を必要とする年代の建物 では、現行の省エネルギー基準に比 べると相当に断熱性能が低く、躯体 の劣化も進行していることが多い。そ の場合には、外断熱改修が有効であ る。既存仕上げを新規断熱層で外側 から押さえることで、空調に要するエ ネルギー消費量を減らすことができ る。結露のリスクも抑制できるので衛 生環境の改善にも寄与するほか、躯 体が雨や日射にさらされず、室内環 境と同じ状態になるので耐久性も向

上する。

なお、空調負荷を効率的に減らす ためには、開口部や屋根の断熱化も バランス良く行うことが大切である。

講師:西川忠(にしかわただし)



コンステック執行役員研究開発本部 長。1961年北海道生まれ。北海道大 学大学院社会基盤工学専攻。工学博 士。83年から北海道立寒地住宅都市 研究所に勤務。98年にコンステック入 社。建築物の調査診断、耐震補強、 改修などに幅広く携わる

連載の予定(内容は変更になる場合があります)

第7回 美しい打ち放しを実現する (10月25日号)

第8回 ALCのトラブルと防止法 (11月25日号)

第9回 シーリングの劣化パターン (12月25日号)

(全12回の予定)